

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月8日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	名張市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nabari.lg.jp/130/my-number/index.html

執行機関名 名張市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	名張市医療費の助成に関する条例(平成13年条例第17号)の規定による医療費の助成(以下単に「医療費の助成」という。)のうち、心身障害者(同条例第2条第1号に規定する心身障害者をいう。以下同じ。)に係るものに関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第34号)別表第1の1の項 名張市医療費の助成に関する条例(平成13年条例第17号)の規定による医療費の助成(以下単に「医療費の助成」という。)のうち、心身障害者(同条例第2条第1号に規定する心身障害者をいう。以下同じ。)に係るものに関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第一条	名張市医療費の助成に関する条例(平成13年条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、心身障害者、1人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		名張市医療費の助成に関する条例(平成13年条例第17号) 名張市医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年規則第22号)